

3. 調査の概要

調査は、区域内の16箇所にてトレンチを設定して進めた。

以下、トレンチ毎の概要を記述する。

【1 トレンチ】

調査地南東隅にL字型に設定した。耕作土直下の層から土師質土器片が出土した。ベース面以下は、西から東へ僅かに下る勾配を保ちながら土層が重なる。遺構・遺物共に認められなかった。

【2 トレンチ】

1 トレンチの北側に東西軸で設定した。浅いレベルでベース面が認められる。ベース面以下は、西から東へ下る勾配が認められる。中央部付近で遺物は認められないが、ベース面を切る浅い溝状の落ちを検出した。形状から溝にならない可能性も高い。

【3 トレンチ】

2 トレンチの西側、調査区中央南端から東西軸で設定した。整地土中で土師質土器片とサヌカイト質の薄片が出土した。遺構は認められなかった。ベース面以下は、黄色粘質土が厚く堆積し、南から北へ下る勾配を保つ

【4 トレンチ】

整地土直下で土師質土器片等が出土したが、新しいもののようで上層から刺さり込んだものと考えられる。

ベース面上の褐灰色粘質土から第38図-1 須恵器の坏身が出土した。底径7.0 cm、器高3.3 cmの小型のものである。摩滅により調整は不明瞭であるが底部は篋切りされている。9世紀頃の所産である。少量の土師質土器片も含まれる。遺構は認められなかった。

【5 トレンチ】

4 トレンチの南東、調査区のほぼ中央に南北軸で設定した。ベース面上面は、南から北へ下る勾配を保つが、南端では北から南に下る。4層から須恵器片、土師質土器片などが出土するが、遺構は検出されなかった。第38図-2は、須恵器の坏身の底部高台付で8世紀前半に所属する。やや外側に開き、端部はナデ調整である。

【6 トレンチ】

5 トレンチの西側に4 トレンチと同軸になるように設定した。耕作土直下の整地土から磁器片、灰色系粘質土から土師質土器片が出土するが遺構は伴わない。大きく分類すると2面となる。下(第二面)がベース面で上(第一面)は灰褐色系の粘質土が堆積し面を持つ。細かく分層すると、落ちのような起伏は認められるが、いずれも埋土にブロック状にベース層が混入したりしており、攪乱である可能性が強く遺構とは判断できなかった。

【7 トレンチ】

3 トレンチの西側に2 トレンチと同軸になるよう設定した。6 トレンチ同様2面見られ、第一面から掘り込まれる溝状の落ちが3箇所検出された。埋土は、褐灰～黄灰色の粘質土で遺物は包含しない。

第二面には遺構は伴わないがトレンチ西端から4 mほどのところで最底になるように僅かに窪む。6 トレンチの第二面が本トレンチの第一面に対応すると思われる。

トレンチ名	延長 (m)	主な時代	主な遺構	出土遺物等
1 トレンチ	7.6	不明	無し	土師質土器片
2 トレンチ	28.5	不明	溝1条	無し
3 トレンチ	18.2	不明	無し	土師質土器片、サヌカイト
4 トレンチ	11.4	古代	無し	須恵器片、土師質土器片
5 トレンチ	11.6	古代	無し	須恵器片、土師質土器片
6 トレンチ	17.0	不明	無し	土師質土器片、磁器片
7 トレンチ	11.8	不明	溝3条	無し
8 トレンチ	6.2	不明	溝2条	無し
9 トレンチ	10.9	中世	無し	土師質土器片
10 トレンチ	10.5	不明	無し	土師質土器片
11 トレンチ	17.3	不明	溝1条	土師質土器片
12 トレンチ	6.7	不明	溝1条	土師質土器片
13 トレンチ	13.8	不明	無し	無し
14 トレンチ	17.0	中世	溝1条、土壙1基	土師質土器片、陶器片
15 トレンチ	13.5	不明	無し	土師質土器片
16 トレンチ	28.4	弥生	無し	弥生土器片、土師質土器片、サヌカイト

第9表 郡家町字大林上地区試掘調査 トレンチ概要

【8 トレンチ】

7 トレンチの南側、調査区の南西隅に東西軸に設定した。7 トレンチ同様2面で構成される。7 トレンチで検出した溝遺構の状況を確認した。第一面を掘り込む溝2条が確認された。第二面は、西端から2m付近で最底となるように僅かに窪む。

【9 トレンチ】

ベース面上層の灰黄褐色粘質土に土師質土器片が出土したが、遺構は見られなかった。第38図-3は土師器の小皿である。

【10 トレンチ】

9 トレンチの北側に南北軸で設定した。整地土中から土師質土器片が出土した。遺構は認められなかった。

【11 トレンチ】

包含層中で土師質土器片が少量出土した。北端で、北東～南西軸の溝を検出した。深さは約0.35mを測る。埋土中から土師質土器片が出土した。

【12 トレンチ】

11 トレンチで検出した溝の方向を確認するために、11 トレンチの西側に南北軸で設定した。予想通りの位置で溝を検出した。天幅約1.0mを測る。上面検出で止めたので深さは不明である。

【13 トレンチ】

遺構・遺物共に認められなかった。ベース面はやや東から西に下る勾配を持つが僅かな起伏によるものと考えられる。

【14トレンチ】

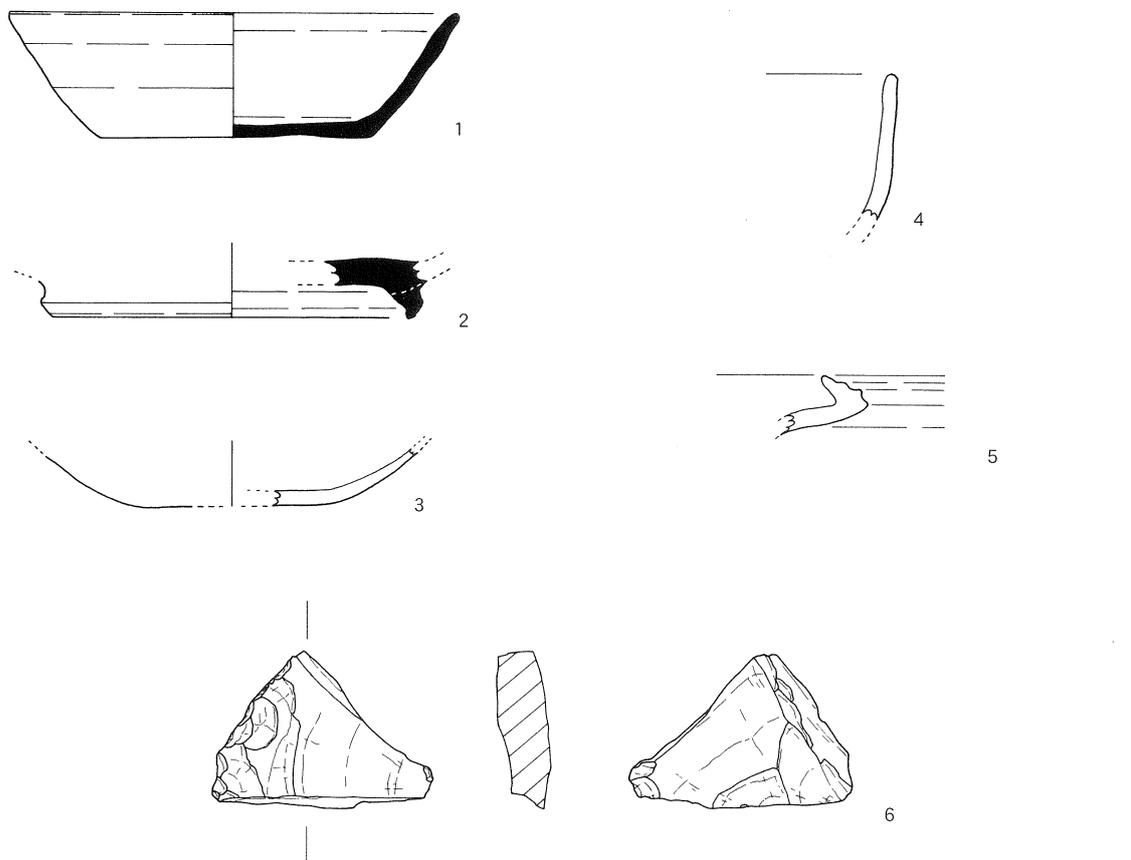
耕作土最下層で陶器片が出土した。第38図-4、陶器碗の口縁部小片である。また包含層から少量の土師質土器片が出土した。西端付近で溝状の浅い落ちを検出した。東側で浅い土坑を1基検出した。これも遺物は伴わない。ベース面は西から東に下る勾配を持つ。

【15トレンチ】

包含層から土師質土器片が出土するが明確な遺構は伴わない。

【16トレンチ】

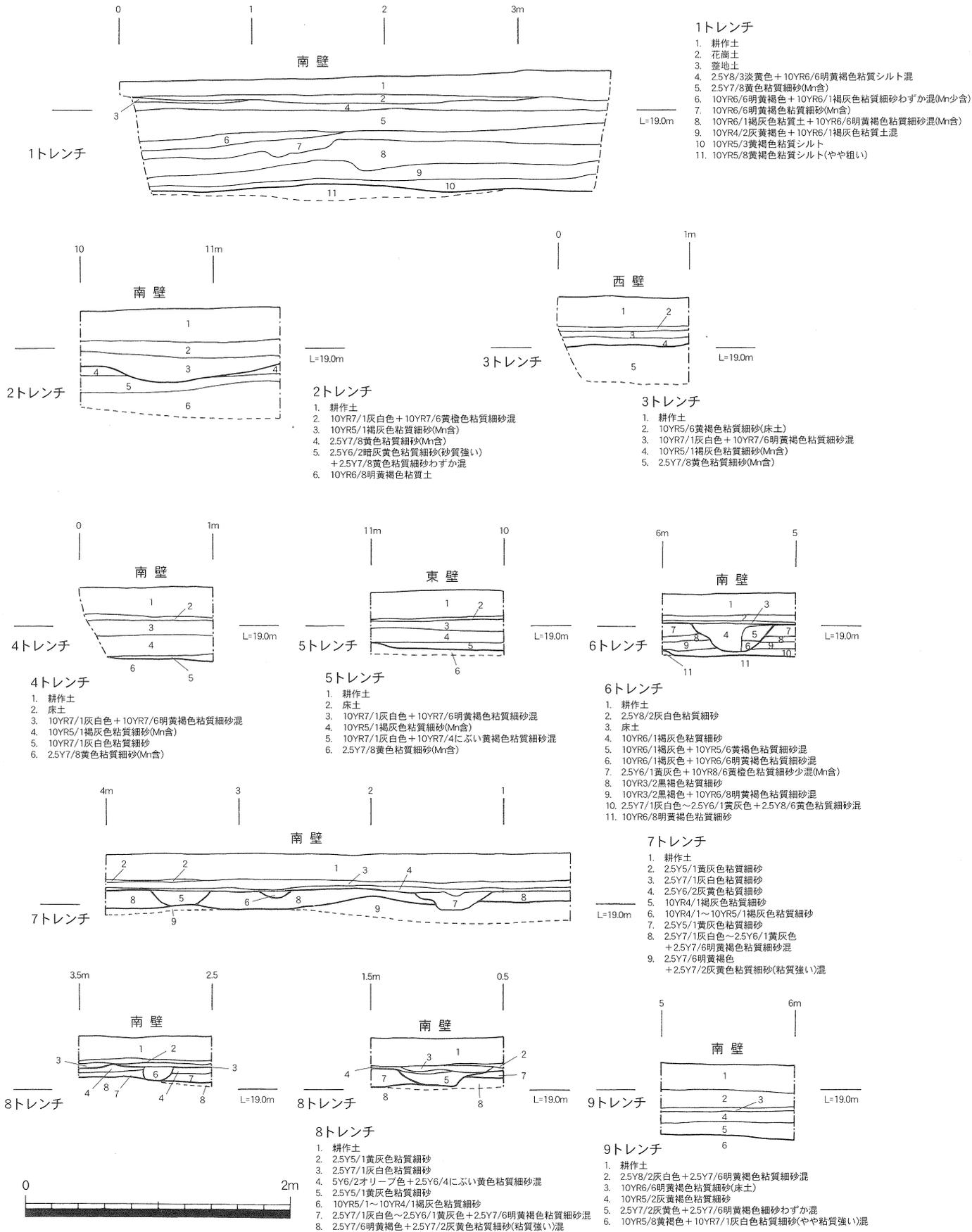
耕作土中から土器片が採取された。包含層があるが遺構は認められない。ベース面は南から北へ緩やかに下る勾配を持つ。第38図-5は中期後半時期の弥生土器の壺である。口縁端部に3条の凹線を持つ。6は、6.8cm大のサヌカイト剥片である。



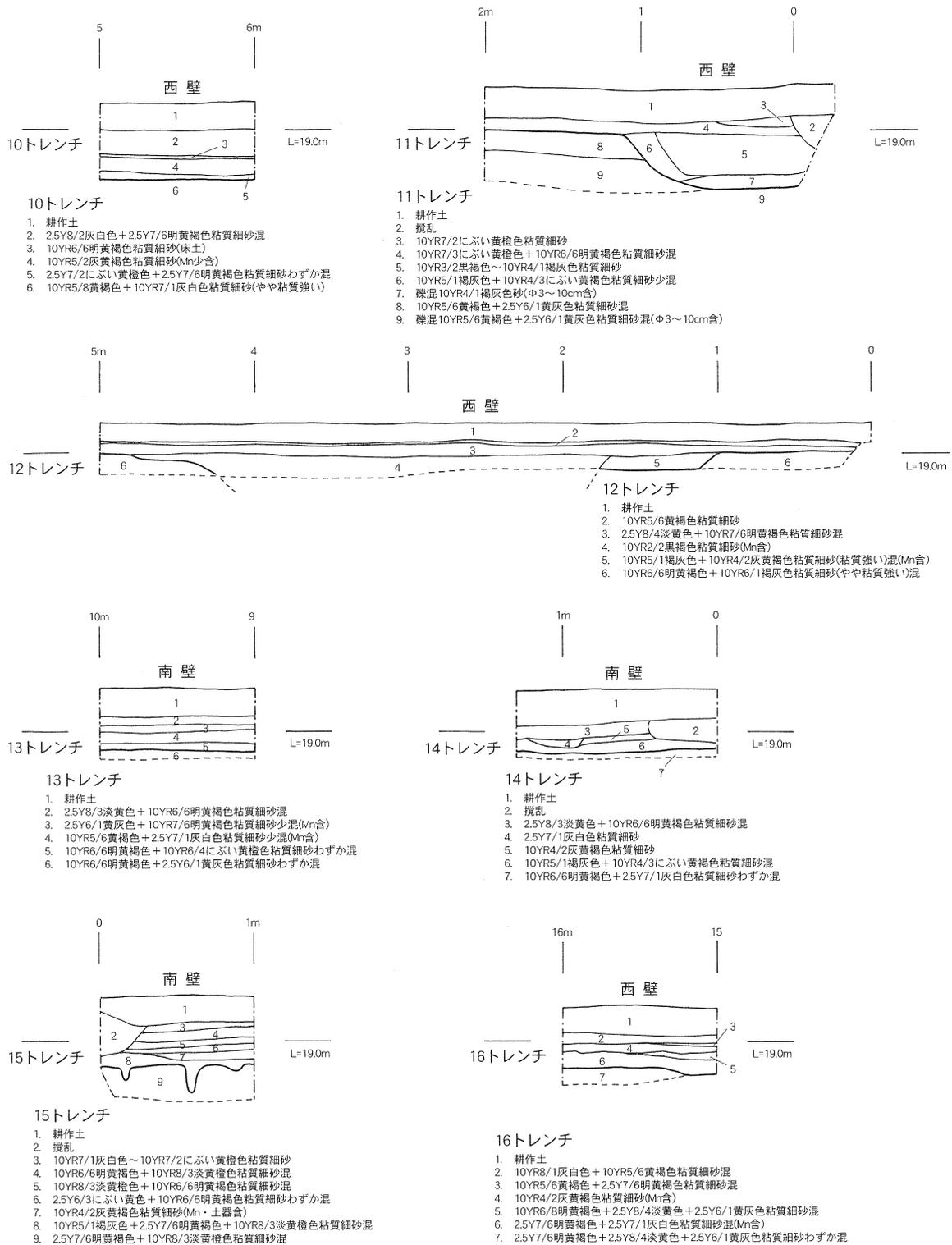
- | | | | | | |
|---|-------|----|---|--------|----|
| 1 | 4トレンチ | 4層 | 4 | 14トレンチ | 1層 |
| 2 | 5トレンチ | 4層 | 5 | 16トレンチ | 4層 |
| 3 | 9トレンチ | 4層 | 6 | 16トレンチ | 4層 |



第38図 出土遺物実測図



第39図 トレンチ土層断面図(1)



第40図 トレンチ土層断面図(2)

4. まとめ

調査の結果、調査区北西隅に北東から南西に斜行する溝が所在することが確認された。

その他、2トレンチ・7トレンチ・8トレンチ・14トレンチで溝状の落ちを検出したが、遺物を伴わないことなどから詳細については資料が整わなかった。全体の旧地形は南西から北東にかけて緩やかに下るものであったことが調査内容から読み取れるが、調査区北西部でピークを持つことが分かる。

今回の調査で認められた明確な遺構は、調査区北西部の溝1条である。その他、数条の溝状の落ちも確認できたが遺物も伴わず詳細については掘みきれなかった。遺構面が起伏に富んで荒れているところも多々見られることから、それらに類するものである可能性も否定できない。いずれにせよ、今回の調査結果から、密度の濃いまとまった遺構の展開は無いものと考えられる。恐らく、調査区北西部の溝から北西部にかけての地域で地盤が安定し密度が濃くなってくるものと思われる。

上記の概要を踏まえ、香川県教育委員会と協議した結果、調査区北西隅に位置する圃地の北半部（第37図に示した範囲）について、保護措置が必要であるとの見解となった。今回の調査地の約80m北に所在している『郡家田代遺跡』と関連付けられる可能性が非常に高いことから『郡家田代遺跡』の一部として取り入れることとなった。

このことから、今回保護措置が必要となった範囲については、周知の埋蔵文化財包蔵地『郡家田代遺跡』として文化財保護法の適用を受けることとなった。



調査区全景：東から



重機による埋め戻し作業風景：西から



1トレンチ全景：南東から



1トレンチ土層状況：北から



2トレンチ全景：西から



2トレンチ土層状況：北から

図版32 郡家町字大林上地区試掘調査（1）



3トレンチ全景：南から



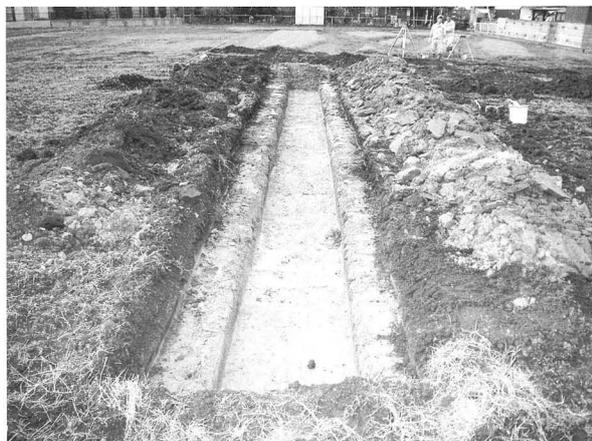
3トレンチ土層状況：東から



4トレンチ全景：東から



4トレンチ土層状況：北から



5トレンチ全景：南から



5トレンチ土層状況：西から



6トレンチ全景：東から



6トレンチ土層状況：北から



7トレンチ全景：東から



7トレンチ(SD01・SD02)土層状況：北から



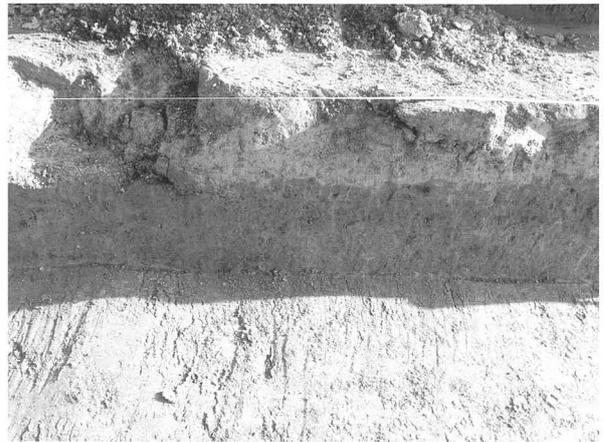
8トレンチ全景：西から



8トレンチ(SD01)土層状況：北から



9トレンチ全景：東から



9トレンチ土層状況：北から



10トレンチ全景：北から



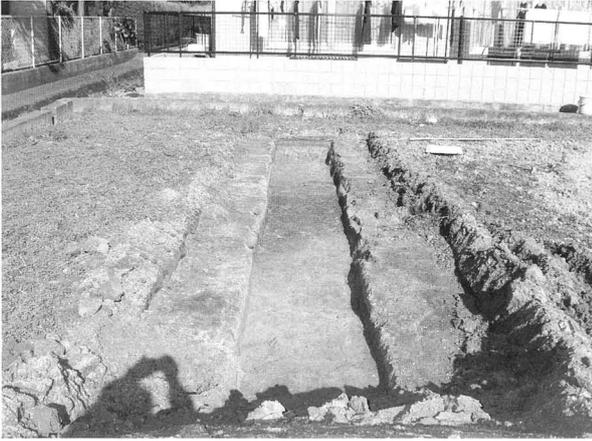
10トレンチ土層状況：東から



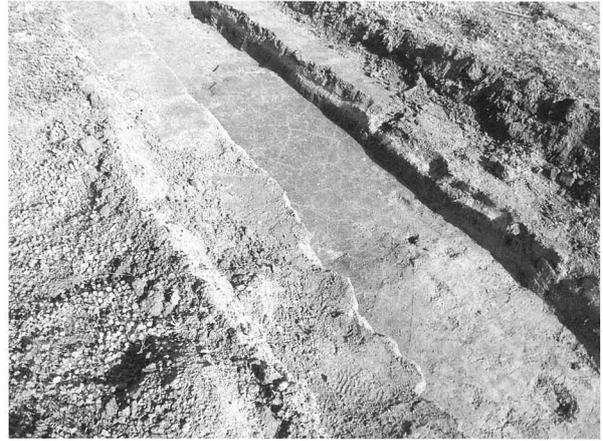
11トレンチ全景：南東から



11トレンチ溝遺構(SD01)：東から



12トレンチ全景：南から



12トレンチ溝遺構検出状況：南西から



13トレンチ全景：東から



13トレンチ土層状況：北から



14トレンチ全景：西から



14トレンチ溝状落ち：北から



15トレンチ全景：西から



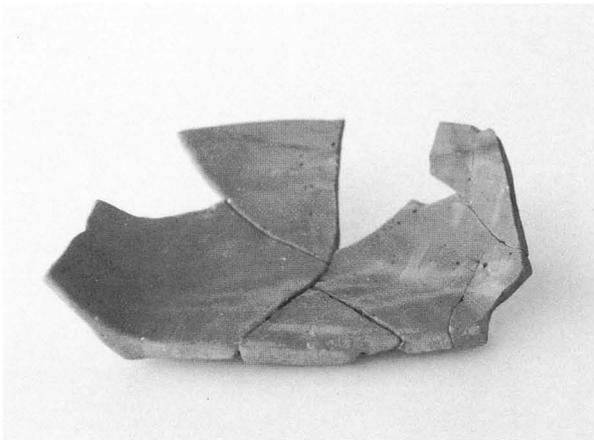
15トレンチ土層状況：北から



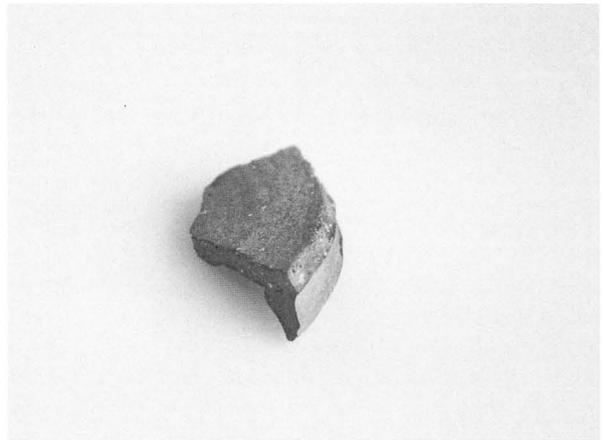
16トレンチ全景：南から



16トレンチ土層状況：東から



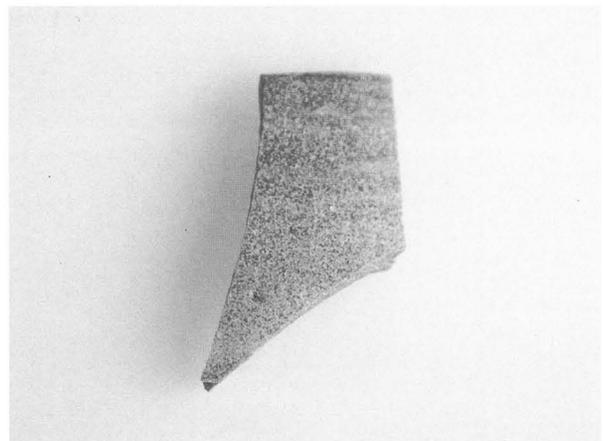
第38図-1



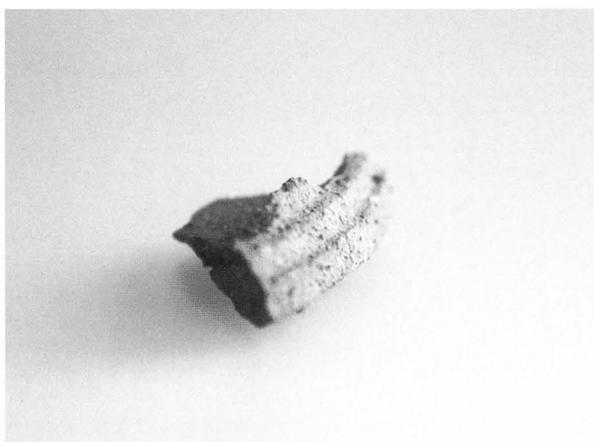
第38図-2



第38図-3



第38図-4



第38図-5



第38図-6

図版38 郡家町字大林上地区試掘調査（7）

第XI章 まとめ

丸亀市では、旧丸亀市においては平成4年度から、旧綾歌町においては平成8年度から国庫及び県費補助を受けて丸亀市内遺跡発掘調査事業及び綾歌町内発掘調査事業を実施してきた。

平成17年3月22日に旧丸亀市、飯山町、綾歌町が合併し3年目に入った今も、開発事業はさらに増加傾向にあり、財政の厳しい丸亀市にとっては国庫補助を受けることが当該事業を進めるために有効であると判断することから昨年度に引き続き、実施しているものである。

今年度の調査については、中津町字兵庫・金倉町字川西地区で工場建設に伴う試掘調査1件、柞原町字上所地区、山北町字原窪地区、郡家町字大林上地区で商業施設建設に伴う試掘調査3件、郡家町字八幡下地区、土器町西三丁目地区、三条町字中村地区、原田町字東三分一地区で賃貸住宅及び分譲住宅建築に伴う試掘調査が4件、綾歌町字富熊字沖地区で電気通信施設建設に伴う試掘調査1件の併せて9件を対象として実施した。

中津町字兵庫・金倉町字川西地区では、古代条里型地割の存在、南側には『道下遺跡』の所在していることなどから関連する遺跡の展開が想定されたため実施したものである。

調査の結果、大型の溝が確認できたが、出土遺物から弥生時代～古墳時代のものと考えられ、溝の方向性の違いやその他の出土遺物が無いことから条里型地割の可能性は低いものと考えられる。しかし、当該地及びその周辺は周知の埋蔵文化財包蔵地であることを確認し、『中津兵庫遺跡』として登録された。

柞原町字上所地区では、北東に位置する『柞原町西村遺跡』との関連が期待されていることなどから試掘調査を実施した。

調査の結果、溝や出土遺物が確認できたものの、極めて希薄であること、攪乱により本来の地形が失われていることなどの理由から保護措置は不要となった。

郡家町字八幡下地区では、北側に隣接している『郡家原遺跡』と同様の遺跡が展開していくことが考えられ、試掘調査を実施した。

調査の結果、弥生時代後期の土器と、奈良時代の須恵器片を含む溝2条を検出した。この溝は、『郡家原遺跡』で検出された溝の延長部と考えられる弥生時代後期と奈良時代の溝であることを確認した。よって、当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地『郡家原遺跡』とし文化財保護の適用を受け、適切な保存を図ることとなった。

土器町西三丁目地区では、当該地の直近において調査事例がないが、周辺の遺跡分布や地理的状況から考えると、遺跡の包含が推測されるため、試掘調査を実施した。

調査の結果、埋蔵文化財に係る資料は皆無であり、大きく土地改良を受けている痕跡が確認できたので、当該地における埋蔵文化財の所在は無く、保護法の措置も適用しないものとした。

三条町字中村地区では、当該地の直近において調査事例が無かったが、周辺の遺跡分布や地理的状況から考えると、遺跡の包含層が推測されるため、試掘調査を実施した。

調査の結果、溝とピットを多く検出した。遺物の出土が微量ではあるが、耕作土中や整地土から出土した須恵器・土師器片から古代～中世に属するものと考えられる。これらの結果を元に、当該地は『三条中村遺跡』として周知の埋蔵文化財包蔵地に登録された。

原田町字東三分一地区では、周辺に弥生時代集落が所在し、これらの遺跡の展開する可能性が考えられ試掘調査を実施した。

調査の結果、遺構の検出は無く、近世の遺物を若干確認した。調査地南東部において旧流域の堆積層と考えられる粗砂層が確認でき、西半部ではその流域の中心部に位置する低湿地帯に属するものと考えられ、埋蔵文化財包蔵地としては取り扱わないこととなった。

綾歌町富熊字沖地区では、『行末西遺跡』が当該地北端において近接していることから、これに関連する遺跡の展開が考えられ試掘調査を実施した。

調査の結果、遺構の検出は無く、須恵器片を若干包含していたが、周辺の遺跡との関連は考えられず、周知の埋蔵文化財包蔵地としては取り扱わないこととなった。

山北町字原窪地区では、当該地の直近において調査事例が無かったが、周辺の遺跡分布や地理的状況から考えると、遺跡の包含が推測されるため、試掘調査を実施した。

調査の結果、調査地東端において溝状の落ちを2条検出したが、遺物の出土は無く遺構として特定することは難しいことから、埋蔵文化財包蔵地としての保護措置は不要とした。

郡家町字大林上地区では、当該地の直近において調査事例が無かったが、周辺の遺跡分布や地理的状況から考えると、遺跡の包含層が推測されるため、試掘調査を実施した。

調査の結果、調査区北西部の溝1条が検出でき、出土遺物もあり北西部に所在する『郡家田代遺跡』に向かって遺跡は広がっていくものと考えられることから、調査地の北西部分についてのみ保護措置を必要とする見解を示し、『郡家田代遺跡』の一部として取り入れ周知の埋蔵文化財包蔵地として登録した。

今年度については、当該事業によって上記9件の調査を実施した。それにより新たに2遺跡を発見し、2遺跡を追加することで既存する包蔵地内の状況確認資料を増やすこともできた。

当該事業においては、次年度以降についても継続して実施し、丸亀市内遺跡の適切な保護に努めていきたい。

	調査地区名	調査期間	埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いについて				埋蔵文化財遺失物に関する事務	
			照会文書提出日	回答文書提出日	県教委への結果報告提出日	発見届提出日	発見届提出日	保管証提出日
①	中津町字兵庫・ 金倉町字川西	H19年5月15～18日	H19年4月18日	H19年6月7日	H19年6月5日	H19年6月5日	H19年6月5日	H19年6月5日
②	柞原町字上所	H19年5月21～23日	H19年5月2日	H19年6月22日	H19年6月14日	H19年6月18日	H19年6月18日	H19年6月18日
③	郡家町字八幡下	H19年6月27日	H19年5月21日	H19年7月6日	H19年7月6日	H19年7月6日	H19年7月6日	H19年7月6日
④	土器町西三丁目	H19年8月8日	H19年7月5日	H19年11月27日	H19年11月27日	遺物なし	遺物なし	遺物なし
⑤	三条町字中村	H19年8月21～22日	H19年7月11日	H19年9月21日	H19年8月28日	H19年9月4日	H19年8月28日	H19年8月28日
⑥	原田町字東三分一	H19年9月12～13日	H19年8月30日	H20年1月28日	H20年1月28日	H19年11月22日	H19年11月22日	H19年11月22日
⑦	綾歌町富熊字沖	H19年9月18日	H19年6月19日	H20年1月28日	H20年1月28日	H20年1月28日	H20年1月28日	H20年1月28日
⑧	山北町字原窪	H19年11月5～7日	H19年10月9日	H20年1月18日	H19年12月17日	H19年12月17日	H19年12月17日	H19年12月17日
⑨	郡家町字大林上	H19年11月8～12日	H19年10月9日	H20年1月28日	H19年12月17日	H19年12月17日	H19年12月17日	H19年12月17日

第10表 調査に関する処理事務総括表

報告書抄録

ふりがな	まるがめしないいせき はつくつちようさ ほうこくしよ							
書名	丸亀市内遺跡発掘調査報告書							
副書名	平成19年度国庫補助事業報告書							
巻次	2008. 3	シリーズ名	丸亀市内遺跡発掘調査報告書	シリーズ番号	第3集			
編著者名	丸亀市教育委員会 文化部 文化課 近藤 武司							
編集機関	丸亀市教育委員会							
所在地	〒763-0034 香川県丸亀市大手町二丁目1番20号 Tel0877-24-8822							
発行年月日	2008年 3月31日							
頁数	例言・目次等	本文	挿図	表	図版	総頁		
	18頁	96頁	40点	10点	204点	114頁		
所収遺跡・地区名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 (㎡)	調査原因
		市町村	遺跡番号					
中津町字兵庫 金倉町字川西地区 【中津兵庫遺跡】	中津町字兵庫 金倉町字川西	202	0140	34度 16分 19~26秒	133度 46分 17~23秒	5. 15 ~ 5. 18	438.0	工場建設
柞原町字上所地区	柞原町字上所	202		34度 16分 4~9秒	133度 48分 12~16秒	5. 21 ~ 5. 23	209.8	商業施設建設
郡家町字八幡下地区 【郡家原遺跡】	郡家町字八幡下	202	0084	34度 15分 18~19秒	133度 48分 22~23秒	6. 27	43.0	共同住宅建設
土器町西三丁目地区	土器町西三丁目	202		34度 16分 43~44秒	133度 48分 30~33秒	8. 8	72.0	分譲住宅建設
三条町字中村地区 【三条中村遺跡】	三条町字中村	202	0141	34度 15分 3~7秒	133度 48分 26~30秒	8. 21 ~ 8. 22	206.0	分譲住宅建設
原田町字東三分一地区	原田町字東三分一	202		34度 15分 29~32秒	133度 47分 26~30秒	9. 12 ~ 9. 13	130.6	宅地分譲開発
綾歌町富熊字沖	綾歌町富熊字沖	384		34度 14分 37~38秒	133度 52分 30~31秒	9. 18	36.3	電気通信施設建設
山北町字原窪地区	山北町字原窪	202		34度 16分 1~5秒	133度 48分 4~8秒	11. 5 ~ 11. 7	171.3	商業施設建設
郡家町字大林上地区 【郡家田代遺跡】	郡家町字大林上	202	0087	34度 15分 35~38秒	133度 49分 0~4秒	11. 8 ~ 11. 12	195.8	商業施設建設

所収遺跡・地区名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
なかつちようあきひようご 中津町字兵庫・ かなくちようあざかわにしちく 金倉町字川西地区 【中津兵庫遺跡】	集落跡	弥生・古墳	溝・土坑	弥生土器片・土師器片・ 須恵器片・瓦片・磁器片・ 陶器片・サヌカイト片	
くぼらちようあざかみしちちく 柞原町字上所地区	不明	古墳・古代・中世	溝・旧河川跡	須恵器・土師器片・ 磁器片・瓦片	
ぐんげちようあざやはたしちちく 郡家町字八幡下地区 【郡家原遺跡】	集落跡	弥生・古代・中世	溝	弥生土器片・須恵器片・ 土師質土器片	
どきちようにしさんちようめちく 土器町西三丁目地区	不明	不明	無し	無し	
さんじちようあざなむらちちく 三条町字中村地区 【三条中村遺跡】	集落跡	弥生・古墳・中世	溝・ピット	弥生土器片・須恵器片・ 土師器片	
はらだちようあざひがしさんぶんいちちく 原田町字東三分一地区	不明	不明	無し	土師質土器片・陶器片・ 磁器片	
あやうちちようあみくまあざびき 綾歌町富熊字沖	不明	不明	無し	須恵器片・土師質土器片	
やまきたちちようあざはらくぼちちく 山北町字原窪地区	不明	不明	溝	須恵器片・土師質土器片	
ぐんげちようあざおほばいかみちちく 郡家町字大林上地区 【郡家田代遺跡】	集落跡	弥生・古代・中世	溝	磁器片・土師器片	

要 約

本書は、丸亀市が平成19年度に国庫補助事業により実施した丸亀市内遺跡発掘調査報告書である。

調査対象地は、民間・個人から『埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いについて』の照会のあった地区の内の9箇所である。これら9箇所は、いずれも周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲からは外れているが、周辺の比較的近いところに周知の埋蔵文化財包蔵地が所在していることから検討した結果試掘調査を実施することとしたものである。

この内、『土器町西三丁目地区』では、遺物・遺構共に認められなかった。また、『原田町字東三分一地区』及び『綾歌町富熊字沖地区』では、微量の土器片は出土するものの遺構の所在が認められなかったことから保護措置は不要との判断をした。

更に、『柞原町字上所地区』及び『山北町字原窪地区』では、共に溝状の遺構等が認められたが、内容的にかなり希薄であった。県との協議の結果、これらは周知の埋蔵文化財包蔵地としての取り扱いは行わないこととした。

『中津町字兵庫・金倉町字川西地区』、『郡家町字八幡下地区』、『三条町字中村地区』及び『郡家町字大林上地区』では、遺構の所在が認められたことから、保護措置が必要と判断され周知の埋蔵文化財包蔵地として登録することとなった。『中津町字兵庫・金倉町字川西地区』及び『三条町字中村地区』の遺跡は、地区名からそれぞれ『中津兵庫遺跡』および『三条中村遺跡』とし、『郡家町字八幡下地区』及び『郡家町字大林上地区』の遺跡は、近接する遺跡に追加することとし、それぞれ『郡家原遺跡』及び『郡家田代遺跡』とした。

今年度の調査により発見された遺跡は全て溝遺構を中心としたものであり、住居址等を確認するには至らなかった。しかし、出土遺物が生活用品であることから遺跡種別は集落跡とした。

時期的な見解は、4遺跡共に弥生時代を中心としたものであることが考えられ、古墳時代・古代・中世と複数期に渡ることも考えられる。

以上、今年度は当該事業により9箇所の試掘調査を行った。それぞれ、調査結果を香川県教育委員会に報告すると共に対象地の取り扱いを協議し、結果を踏まえて照会者に回答した。

丸亀市内遺跡発掘調査報告書 第3集

平成19年度国庫補助事業報告書

平成20年3月31日

編集・発行 丸亀市教育委員会

丸亀市大手町2丁目1番20号

電話(0877)24-8822

印刷 四国工業写真株